

公正証書遺言と自筆証書遺言

の違いについて

遺言が法的な効力を持つためには、民法で定められた遺言の方式により作成されている必要があります。民法が認める遺言の方式のうち、一般的に使われる方式は「公正証書遺言」と「自筆証書遺言」の2種類があります。東北大学へご遺贈いただく場合は、公正証書遺言をお勧めしております。

	公正証書遺言	自筆証書遺言
作成方法	遺言者は、公証役場で2人以上の証人の立会いのもと、遺言内容を口述し、それを公証人が書き取ります。公証人は筆記した内容を遺言者・証人に読み聞かせ、最後に遺言者・証人がそれぞれ署名・押印します。	遺言者本人が遺言書の全文を自筆し、日付を記載して署名・押印します。
遺言書の保管	公証役場が原本を、遺言者と遺言執行者等が正本、謄本を保管します。	保管方法は、特に決まっていません。
遺言の執行	家庭裁判所の検認を受けずに、速やかに執行することができます。	家庭裁判所に提出して、その「検認」を請求しなければなりません。※①
長所	●公証人が作成するので不備により無効となる心配がありません。 ●公証役場が原本を保管するので、遺言書に変造、紛失、隠匿の危険性はありません。 ●家庭裁判所の検認が必要ありません。	●誰にも知られず自分ひとりで作成できます。 ●証人がいません。 ●遺言書の作成に手間と費用がかかりません。 ●作り直しが容易にできます。
短所	●公証役場での手続きが必要です。 ●公正証書作成費用がかかります。※② ●2人以上の証人が必要です。※③	●遺言書に不備や紛失、変造のおそれがあります。 ●家庭裁判所の検認手続きのための費用と時間がかかります。

※① 遺言書の検認とは、遺言書の偽造・変造を防止するため、家庭裁判所が遺言書の状態などを確認する手続きです。検認に要する費用は数千円程度ですが、手続き完了までに一定の時間がかかります。

※② 公証人の証書作成手数料は手数料令により定められており、遺言の内容により異なります。詳しくはお近くの公証役場までお問合せください。

※③ 遺言執行者に指定した専門家の事務所スタッフなどを証人とする場合が多いようですが、公証役場によっては一定の費用を支払って証人を紹介してもらう場合もあります。証人は遺言書の内容を知ることになりますので、慎重にお決めいただくことをお勧めいたします。